

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件
厚生労働省告示第四百二号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十八年厚生労働省告示第一百七号）の一部を次の表のように改正し、令和三年十二月十日から適用する。

令和三年十二月九日

厚生労働大臣 後藤 茂之

改正後	改正前
別表第2 第1部～第8部 (略)	別表第2 第1部～第8部 (略)
第9部 追 補 (5) 内 用 薬	(新設)
品 名	規 格 単 位
<u>(す)</u>	
スマトリプタン錠50mg「アスペン」	50mg 1 錠
<u>(せ)</u>	
㊦ セフカペンピボキシル塩酸塩小児用細粒10%「サワイ」	100mg 1 g
㊦ セフカペンピボキシル塩酸塩錠75mg「サワイ」	75mg 1 錠
㊦ セフカペンピボキシル塩酸塩錠100mg「サワイ」	100mg 1 錠
<u>(は)</u>	
バラシクロビル ^か 顆粒50%「アスペン」	50% 1 g
㊦ バラシクロビル錠500mg「アスペン」	500mg 1 錠
㊦ パロキセチン錠10mg「アスペン」	10mg 1 錠
<u>(ふ)</u>	
㊦ プロピペリン塩酸塩錠20mg「武田テバ」	20mg 1 錠
<u>(ほ)</u>	
ホリナート錠25mg「武田テバ」	25mg 1 錠
<u>(り)</u>	
㊦ リシノプリル錠20mg「タイヨー」	20mg 1 錠
注 射 薬	規 格 単 位
品 名	規 格 単 位
<u>(お)</u>	
オクトレオチド皮下注50 μ g「SUN」	50 μ g 1 mL 1 管
オクトレオチド皮下注100 μ g「SUN」	100 μ g 1 mL 1 管
<u>(か)</u>	
㊦ カルボプラチン点滴静注液150mg「サワイ」	150mg15mL 1 瓶
㊦ カルボプラチン点滴静注液450mg「サワイ」	450mg45mL 1 瓶
<u>(て)</u>	
デスマプレシン注4 協和	4 μ g 1 管
<u>(な)</u>	
ナロキソン塩酸塩静注0.2mg「第一三共」	0.2mg 1 mL 1 管
<u>(ふ)</u>	
㊦ フルコナゾール静注液0.2%「F」	0.2%50mL 1 袋
外 用 薬	規 格 単 位
品 名	規 格 単 位

(て)

デスモプレシン・スプレー2.5協和

125 μ g 1瓶